

電子交換所設立に伴う当座勘定規定等の改定のお知らせ

平素は福島銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2022年11月に設立される電子交換所業務開始に伴い、当座勘定規定および手形・小切手用法を以下のとおり改定いたします。

なお、改定日以前からお取引いただいているお客様にも改定後の規定・用法が適用されますのでご了承ください。

1. 改定日

2022年11月4日(金)

2. 改定する規定等

当座勘定規定(一般用)、当座勘定規定(専用約束手形口用)、
手形・小切手用法(約束手形用法、為替手形用法、小切手用法)

3. 主な改定内容

(1)当座勘定規定

- ①振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、および同期限経過後の取扱規定の追加
- ②イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
- ③全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除。

(2)手形用法・小切手用法

- ①チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」を印字するよう規定を追加
- ②使用可能文字の一覧を追加
- ③金額欄、銀行名への記名なつ印、訂正印等の押なつ、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所(手形・小切手文句、手形・小切手番号欄)の追加

4. その他

- (1)変更箇所は[こちら\(新旧対照表\)](#)をご覧ください。
- (2)改定後の規定は、[当座勘定規定\(一般用\)](#)、[当座勘定規定\(専用約束手形口用\)](#)をご覧ください。
- (3)電子交換所の概要については[こちら「電子交換所」の設立のご案内](#)をご覧ください。